

組織犯罪対策

第1節 暴力団対策

第2節 薬物銃器対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 犯罪収益対策

第4章

CHAPTER 4



©INTERPOL

第1節

暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性が見られ、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

また、近年、暴力団は伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を偽装したり、共生者^(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

さらに、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件を多数敢行したりするなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

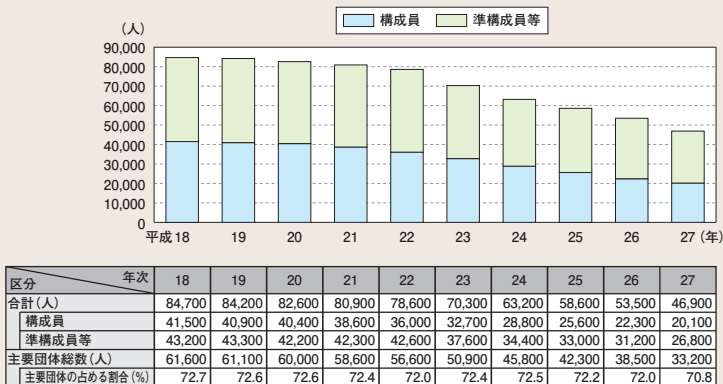
警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法の効果的な運用及び暴力団排除活動を推進している。

(1) 暴力団構成員及び準構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員等^(注2)の推移は、図表4-1のとおりであり、その総数は、平成17年から減少している。

また、主要団体^(注3)の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は7割以上に及んでいるが、暴力団構成員及び準構成員等の総数の半数弱を占めていた六代目山口組の分裂に伴い、一極集中の状態に変化が生じている。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移
(平成18年～27年)



注：暴力団構成員及び準構成員等の数は、概数である。

(2) 暴力団の解散・壊滅

平成27年中に解散・壊滅した暴力団の数は147組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は743人である。このうち主要団体の傘下組織の数は122組織(83.0%)であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は630人(84.8%)である。

注1：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

2：暴力団構成員以外の暴力団と関係をする者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの

3：26年までは、六代目山口組、住吉会及び稲川会をいい、27年については、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会をいう。

(3) 暴力団の指定

平成28年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき22団体が指定暴力団として指定されており、27年中は、松葉会が8回目、三代目福博会が6回目の指定を受けた。また、28年4月には、新たに神戸山口組が指定を受けた。

図表4-2 指定暴力団一覧表（22団体）

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約6,000人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,700人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府15県	約3,200人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約470人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富 永 清	1県	約390人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約140人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	1県	約180人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約100人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	1県	約70人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約90人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約550人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約190人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約110人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約140人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約750人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約160人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約720人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約160人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約250人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市志筑88-1	井上 邦雄	1都1道2府32県	約2,800人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成27年末のものを示している。ただし、浪川会の「名称」については、名称変更公示日（28年2月5日）のものを、神戸山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、指定公示日（28年4月15日）のものを示している。

2：27年末における全暴力団構成員数（約2万100人）に占める指定暴力団構成員数及び神戸山口組構成員数（約1万9,200人）の比率は95.5%である。

コラム 準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化等

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている例がみられる。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在する。警察では、こうした集団を準暴力団と定義し、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化等に努めている。

事例

Case

準暴力団チャイニーズドラゴンの幹部の男（37）らは、25年11月から27年1月までの間、1都5県の貴金属店舗において、金等のメッキを施し、タングステン合金等を主成分とするネックレスを18金製ネックレスに装って売却し、合計約6,100万円をだまし取った。同年12月までに、同男ら3人を詐欺罪で逮捕した（警視庁・沖縄）。

2 暴力団犯罪の取締り

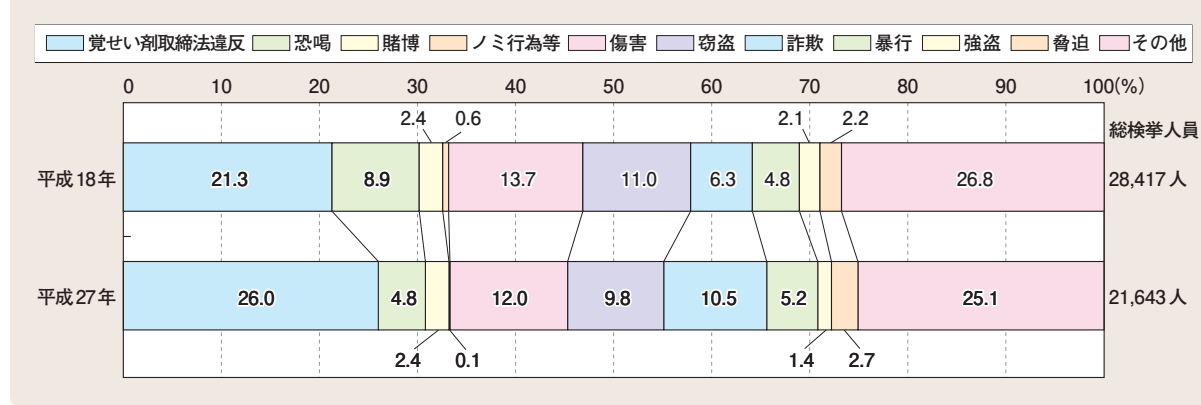
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙状況は、図表４－３のとおりであり、近年減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は３割程度で推移しており、これらが有力な資金源となっているといえる。他方、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、図表４－４のとおりであり、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が占める割合が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表４－３ 暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成18年～27年）

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員（人）		9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202
覚せい剤取締法違反		6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618
恐喝		2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042
賭博		685	648	639	789	652	405	511	294	366	515
ノミ行為等		161	133	130	179	123	203	79	55	63	27
暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の構成比（％）		33.1	34.1	32.7	33.7	34.0	33.0	34.0	32.7	33.2	33.3

図表４－４ 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の状況（平成18年、27年）



注：公営競技をめぐって施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

(2) 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件及び対立抗争事件等

近年の暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件^(注)、対立抗争事件等の発生状況は、図表4-5のとおりであり、これらの事件は、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察においては、重点的な取締りを推進している。

図表4-5 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件の発生件数等の推移（平成23年～27年）

区分		年次	23	24	25	26	27
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件	発生件数（件）		29	21	23	8	1
	うち銃器使用		11	2	3	4	1
	うち手りゅう弾使用		2	1	0	0	0
	死者数（人）		1	0	1	0	0
	負傷者数（人）		6	11	4	4	0
対立抗争事件（注）	発生事件数（事件）		0	1	0	0	0
	発生回数（回）		13	14	27	18	0
	うち銃器使用		9	7	20	9	0
	死者数（人）		5	1	0	0	0
	負傷者数（人）		3	6	3	3	0
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件	発砲事件数（件）		33	25	35	19	8
	死者数（人）		5	3	2	0	1
	負傷者数（人）		7	11	2	3	3

注：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

事例 Case

工藤會幹部（43）らは、平成24年8月、暴力団員の立入りを禁止する標章を掲示した飲食店が入居しているビル等2棟のビルに放火し、両ビルのエレベーターを焼損させた。27年11月、同幹部ら11人を現住建造物等放火等で逮捕した（福岡）。

事例 Case

稲川会傘下組織幹部（46）らは、27年9月、住宅に向けて拳銃を発射し、同住宅の壁を損壊するなどした。同年10月、同幹部ら2人を銃刀法違反等で逮捕した（北海道）。

注：暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するもの

- 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用 (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付 (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。） (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

(3) 資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺、各種公的給付金制度を悪用した詐欺や、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法^(注)違反等、様々な資金獲得犯罪を敢行している。

事例 Case

住吉会傘下組織組長（48）らは、老人ホームの従業員を装って高齢者に電話をかけ、「老人ホームの建設が取りやめになったので、申込金をお返ししたいのだが、お返しするには、その費用として、現金を郵送してもらう必要がある」などと虚偽の事実を告げ、現金合計2,100万円をだまし取った。平成27年7月までに、同組長ら11人を詐欺罪で検挙した(警視庁、静岡、和歌山)。

事例 Case

六代目山口組傘下組織幹部（69）は、自らが暴力団から離脱した旨の記載のある脱退証明書を偽造するなどして、生活保護の適用要件を満たしているかのように装い、22年10月から27年4月にかけて生活保護費合計約570万円をだまし取った。27年7月までに、同人を詐欺罪等で逮捕した（栃木）。

事例 Case

六代目山口組傘下組織組長（44）は、畜産会社の元社長（55）及び人材派遣会社の経営者（33）と共謀の上、両会社間で架空の人材派遣契約等を締結して、同畜産会社に約850万円を支出させ、財産上の損害を与えた。27年8月までに、同組長ら3人を会社法違反（特別背任）で逮捕した（香川）。

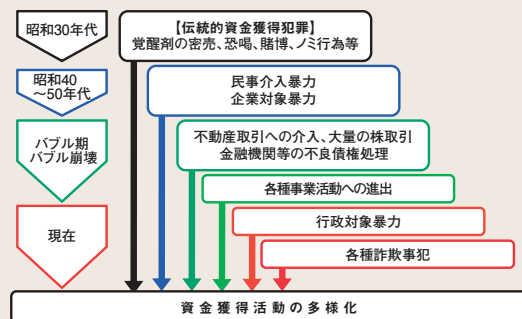
コラム 暴力団の資金獲得活動の変遷

昭和20年代から30年代にかけて伝統的資金獲得犯罪を敢行するなどして勢力を拡大した暴力団は、40年代以降、摘発のリスクを逃れつつ、より安定的に資金を獲得するため、明らかに違法な資金獲得活動から、暴力団の威力を示すことによる不当な金銭等の要求行為へと重点を移行するようになった。

さらに、近年、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら各種の事業活動へ進出するなどし、一般社会での不透明な資金獲得活動を活発化させているほか、特殊詐欺や各種公的給付金制度を悪用した詐欺への関与を深めるなど、その活動分野を更に拡大させている。

このように、暴力団は、暴力と組織の威力を最大限に利用しつつ、より巧妙かつ効率的に経済的利益を得るため、経済・社会の発展等に対応して、その資金獲得活動を変化させ続けている。警察では、不透明化・多様化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

図表 4-6 暴力団の資金獲得活動の変遷



注：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為^(注)を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。

中止命令等の発出件数は図表4－7のとおり近年減少傾向にあり、暴力団がその威力をあからさまに示して行う資金獲得活動が困難化し、その活動を変化させていることがうかがわれる。

事例 Case

住吉会傘下組織構成員(42)は、飲食店経営者に対し、「そろそろさあ、うちらと付き合ってよ。毎月5,000円でいいからさ」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、同飲食店が営業を営むことを容認する見返りとしてみかじめ料を要求したため、埼玉県公安委員会から中止命令を受けていたにもかかわらず、他の飲食店経営者に対しても同様の要求を行った。これら2件の行為により、同構成員が更に反復して同様の行為を行うおそれが認められたことから、平成27年6月、埼玉県公安委員会は、同構成員に対し、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した(埼玉)。

図表4－7 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移(平成23年～27年)

区分		年次	23	24	25	26	27
合 計 (件)			2,064 (139)	1,823 (112)	1,747 (78)	1,687 (52)	1,368 (54)
形 態 別	9条 (暴力的 要求行為)	2号 不当贈与要求行為	723 (27)	623 (17)	583 (17)	503 (12)	478 (8)
		3号 不当下請等要求行為	5	7	4	4	0
		4号 みかじめ料要求行為	169 (12)	152 (11)	168 (19)	277 (6)	180 (9)
		5号 用心棒料等要求行為	355 (24)	387 (31)	285 (9)	318 (9)	259 (11)
		6号 高利債権取立等行為	36 (8)	44 (6)	18 (3)	24 (1)	23 (1)
		7号 不当債権取立行為	24 (2)	5 (1)	7	5	0
		8号 不当債務免除要求行為	68 (2)	71 (1)	47 (1)	28	47
		9号 不当貸付等要求行為	11	19	9 (2)	13	7
		14号 競売等妨害行為	0	0	0	0	0
		19号 不当介入行為	1	1	0	1	0
		20号 因縁をつけたるの金品等要求行為	11	20	15	11	4
		その他	15	3	9 (1)	8	1
		暴力的要求行為の合計	1,418 (75)	1,332 (67)	1,145 (52)	1,192 (28)	999 (29)
	10条	1項 暴力的要求行為の要求	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)
		2項 暴力的要求行為の現場立会援助行為	315	244	279	201	184
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)
		準暴力的要求行為の要求等	(4)	(1)	(2)	(3)	(0)
		12条の3 準暴力的要求行為	(0)	4 (1)	63 (2)	29 (1)	6 (1)
		15条 暴力団事務所の使用制限命令	(27)	(17)	(0)	(0)	(0)
	16条	1項 少年に対する加入強要・脱退妨害	21 (1)	24 (3)	30	18 (1)	14
		2項 威迫による加入強要・脱退妨害	262 (13)	194 (7)	198 (2)	209 (4)	144 (5)
		3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	37	12	15 (1)	13	8
	17条	加入の強要の命令等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	20条	指詰め等の強要等	8	3	7	8	4 (1)
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	1	4	1	7	3
	29条	事務所等における禁止行為	2	6	7	7	4
	30条の2	損害賠償請求等の妨害の禁止	(5)	(2)	(5)	(3)	(2)
	30条の5	暴力行為の賞揚等の規制	(14)	(12)	(2)	(2)	(4)
	30条の6	1項 用心棒の役提供等	—	0	2 (10)	3 (4)	(8)
		2項 用心棒行為等の要求等	—	(0)	(0)	(0)	(0)
	30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	—	0	0	0	2
	30条の11	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	(0)	(0)	(4)	(4)
団 体 別	六代目山口組		795 (53)	677 (45)	658 (44)	687 (23)	448 (24)
	稲川会		327 (17)	289 (17)	219 (17)	228 (7)	244 (5)
	住吉会		316 (10)	341 (12)	323 (5)	315 (7)	277 (4)
	その他の団体		320 (59)	275 (35)	216 (10)	252 (14)	218 (20)

注1：数字は、中止命令の件数であり、括弧内は、その他の命令(事務所使用制限命令、防止命令、禁止命令又は再発防止命令)の件数(合計欄及び団体別欄の括弧内の数字は、中止命令以外の命令の合計件数)である。

2：団体名は、平成27年12月31日現在のものである。

注：指定暴力団の暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う不当な金品等の要求行為

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団員等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

事例 Case

27年5月、六代目山口組傘下組織幹部（75）を弁護士法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、建設会社代表取締役が、同幹部に対し、金銭を不当に与えていたことが判明した。そこで、警察から宮崎県及び日南市へ通報し、同年9月までに、宮崎県及び日南市が入札参加資格の停止の措置を講ずるなどした（宮崎）。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業における暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

② 各種取引における暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）^(注2)及び22年12月のワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

コラム 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業からの暴力団排除の推進

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の本格的な開始が見込まれているところ、同事業には、官民間問わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して、違法行為を敢行したり、活動資金を獲得したりするおそれがある。

警察では、各種事業への暴力団等の介入を阻止するため、これらの事業の推進状況と暴力団の介入動向を見極めつつ、関係機関・団体と緊密に連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むよう働き掛けるなどの取組を推進することとしている。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

2：企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの

（3）地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度^{（注）}も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、暴力団対策法における指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定も効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。



全国暴力追放運動中央大会

（4）地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

条例には、各都道府県の暴力団情勢等に応じて

- ・ 事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止
- ・ 暴力団事務所に使用しないことの確認や契約書への暴力団排除条項の導入等不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置
- ・ 学校等の周辺200メートルの区域における暴力団事務所の新規開設・運営の禁止

等の規定が盛り込まれている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施しており、平成27年中における実施件数は、勧告が69件、中止命令が5件、検挙が8件となっている。

事例 Case

六代目山口組傘下組織幹部（67）は、暴力団の威力を利用する目的で供与されたことを知りながら、飲食店経営者から現金の供与を受けるなどして、愛知県暴力団排除条例の規定（利益の供与等の禁止）に違反したことにより、愛知県公安委員会から勧告を受けていたが、別の飲食店経営者から同様の利益の供与を受けるなどし、当該勧告に従わなかった。27年6月、愛知県公安委員会は、同条例の規定に基づき、同幹部の氏名等を公表した（愛知）。

（5）暴力団構成員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要であることから、警察では、暴追センター、関係機関・団体等と連携して、全国に社会復帰対策協議会を設立するとともに、暴力団から離脱しようとする者に対して個別に指導・助言を行うなどしている。

注：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成27年中の薬物事犯の検挙人員は1万3,524人と、引き続き高い水準にあるほか、船舶を利用した覚醒剤の大量密輸入事犯が25年から27年にかけて相次いで検挙されるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

(1) 各種薬物事犯の状況

① 覚醒剤事犯

平成27年中の覚醒剤事犯の検挙人員^(注1)及び押収量は図表4-9のとおりである。検挙人員は前年より増加し、全薬物事犯の検挙人員の81.5%を占めている一方、粉末押収量は429.7キログラムと、前年より57.8キログラム(11.9%)減少した。近年の覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち半数程度を暴力団構成員等が占めていることのほか、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことや30歳代以上の検挙人員が多いことが挙げられる。

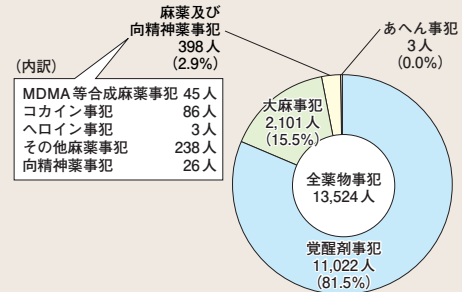
② 大麻事犯

27年中の大麻事犯の検挙人員及び押収量は図表4-9のとおりである。検挙人員は2,101人と、前年より340人(19.3%)増加し、最近5年間で最多となった。また、大麻事犯の検挙人員は、全薬物事犯の検挙人員の15.5%を占めており、依然として覚醒剤事犯に次ぐ高水準で推移している。近年の大麻事犯の特徴としては、覚醒剤事犯とは異なり、全検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

③ その他の薬物事犯

最近5年間のMDMA^(注2)等合成麻薬事犯、あへん事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、図表4-9のとおりである。

図表4-8 薬物事犯の検挙人員(平成27年)



図表4-9 各種薬物事犯の検挙状況の推移(平成23~27年)

区分			年次	23	24	25	26	27
覚醒剤事犯	検挙人員(人)			11,852	11,577	10,909	10,958	11,022
	押収量	粉末(kg)		338.8	348.5	831.9	487.5	429.7
		錠剤(錠)		39	223	178	51	741
大麻事犯	検挙人員(人)			1,648	1,603	1,555	1,761	2,101
	押収量(kg)	乾燥大麻		134.2	301.8	161.5	165.0	101.0
		大麻樹脂		28.0	41.7	1.1	36.7	3.9
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員(人)		77	81	105	62	45
		押収量(錠)		26,288	3,674	2,135	479	1,055
	コカイン	検挙人員(人)		82	61	46	61	86
		押収量(kg)		28.7	6.6	119.6	2.2	18.5
	ヘロイン	検挙人員(人)		18	30	20	5	3
		押収量(kg)		3.5	0.1	3.8	0.0	2.0
	向精神薬	検挙人員(人)		31	28	33	38	26
		押収量(錠)		11,039	263	11,396	3,840	4,270
あへん事犯	検挙人員(人)			12	6	9	24	3
	押収量(kg)			7.6	0.2	0.2	0.2	0.0

注1：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員のうち、覚醒剤事犯に係るものを含む。

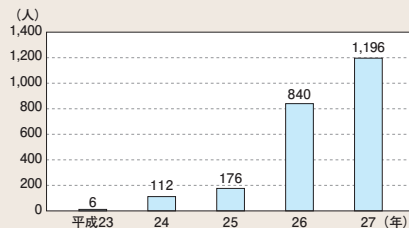
2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

(2) 危険ドラッグ^(注1)をめぐる状況

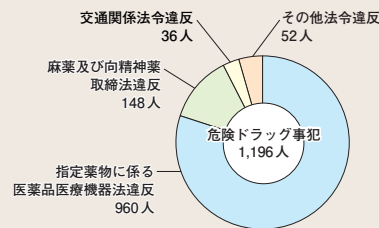
危険ドラッグ事犯の検挙人員の推移は、図表4-10のとおりであり、平成27年中の検挙人員は1,196人と、前年より356人(42.4%)増加した。

警察や関係機関による取締りの強化を受けて、危険ドラッグの販売店舗については27年7月に全て閉鎖されたことが確認された^(注2)一方で、インターネットを利用した販売等、その販売・流通ルートの更なる潜在化が懸念される。

図表4-10 危険ドラッグ事犯の検挙人員の推移
(平成23～27年)



図表4-11 危険ドラッグに係る適用法令別検挙人員(平成27年)



(3) 薬物密輸入事犯の状況

平成27年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は240件と、前年より5件(2.0%)減少した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4-12のとおりである。27年中の検挙件数は前年より減少し、7年ぶりに100件を下回った。しかし、いわゆる運び屋^(注3)による手荷物への隠匿、船舶コンテナ貨物の利用等の巧妙な手口により覚醒剤を密輸入する事例が依然としてみられ、こうした事例の背後では国際的な薬物犯罪組織の関与がうかがわれる。

図表4-12 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移(平成18～27年)

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
検挙件数(件)		63	65	77	164	132	185	120	119	150	73
うち航空機利用によるもの		40	46	49	127	112	151	81	96	121	44
検挙人員(人)		77	90	97	219	158	216	170	160	176	96

事例 Case

メキシコ人の男(42)らは、27年8月から同年10月にかけて、覚醒剤水溶液をテキーラボトルに隠匿し、メキシコから船舶コンテナで密輸入した。同年11月までに、同男らメキシコ人2人及び日本人3人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等で逮捕し、覚醒剤約171.2キログラムを押収した(千葉、神奈川)。

テキーラボトルに隠匿された覚醒剤水溶液



(4) 薬物犯罪組織の動向

① 薬物事犯への暴力団の関与

平成27年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は5,712人と、前年より312人(5.2%)減少したものの、覚醒剤事犯の全検挙人員の51.8%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

27年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は410人と、前年より17人(4.0%)減少した。国籍・地域別でみると、フィリピン、ブラジル及びアメリカの比率が高く、3か国で全体の40.2%を占めている。また、27年中の来日外国人による覚醒剤事犯の営利犯^(注4)の検挙人員を国籍・地域別でみると、イラン人が52.6%と最も高くなっており、イラン人による覚醒剤の密売ルートが根強く存在していることがうかがわれる。

注1：規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしげらいう。)又は指定薬物(医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

2：厚生労働省の調査によると、26年3月末現在には215店舗あったとされている。

3：航空機等を利用して薬物を密輸する役割を担う者をいい、薬物犯罪組織とつながりの薄い者がこれに当たることが多い。

4：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、捜査員の派遣、国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。平成28年2月には、警察庁のODA事業として、31の国・地域及び3国際機関の参加を得て、第21回アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都で開催し、薬物情勢、捜査手法及び国際協力に関する討議を行った。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^{（注1）}やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやIHC^{（注2）}からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進するとともに、インターネットを利用した薬物密売事犯を検挙した場合には、サイト管理者等に対して警告及び再発防止指導を行っている。

(2) 需要の根絶

① 薬物乱用の取締り

薬物乱用は、乱用者自身の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は、社会の安全を脅かす重大な問題である。警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。



薬物銃器犯罪根絶の集い

② 薬物再乱用防止に向けた取組

警察では、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。

(3) 危険ドラッグ対策

警察では、医薬品医療機器法を始めとする各種法令を駆使して危険ドラッグ事犯の取締りを徹底するとともに、関係機関との情報共有や乱用の拡大防止に向けた広報啓発活動を強化している。また、危険ドラッグやその原料となる物質の流入を水際で阻止するため、関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関との情報交換を実施している。

さらに、インターネットを利用した供給ルートを遮断するため、サイバーパトロール等により危険ドラッグに関する情報を収集し、その取締りを徹底しているほか、違法・有害情報についてIHC等を通じた削除要請を行っている。

注1：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

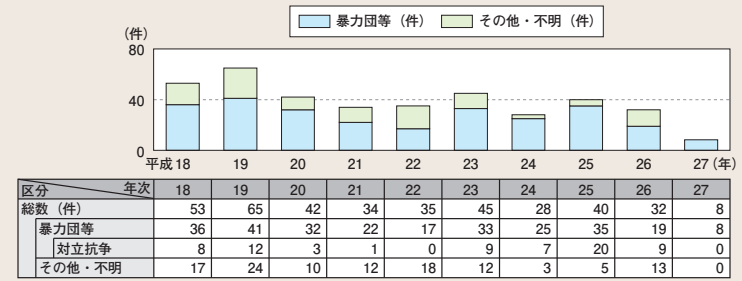
注2：126頁参照

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

平成27年中に発生した銃器使用事件^(注1)は110件と、前年より37件(25.2%)減少した。このうち、銃器発砲事件^(注2)は8件、その他の銃器使用事件(過失による発砲に係るもの及び発砲を伴わないもの)は102件であった。銃器発砲事件による死傷者数は近年減少傾向にあるものの、暴力団等によるとみられるものが多数を占める傾向が続いており、また繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も依然として発生していることから、引き続き警戒が必要である。

図表4-13 銃器発砲事件の発生状況の推移
(平成18～27年)



注1：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
 注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
 注3：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-14 銃器発砲事件による死傷者数の推移(平成18～27年)

区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
死傷者数(人)		19(11)	39(23)	19(7)	20(11)	17(11)	18(11)	16(6)	8(5)	10(7)	4(0)
死者数		2(1)	21(10)	10(2)	7(3)	11(8)	8(6)	4(1)	6(5)	6(6)	1(0)
負傷者数		17(10)	18(13)	9(5)	13(8)	6(3)	10(5)	12(5)	2(0)	4(1)	3(0)

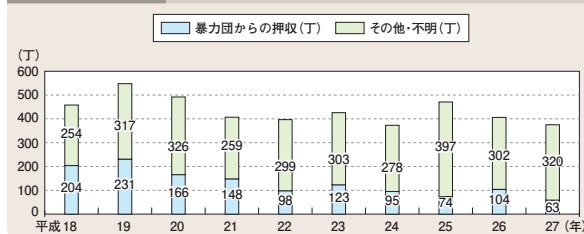
注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

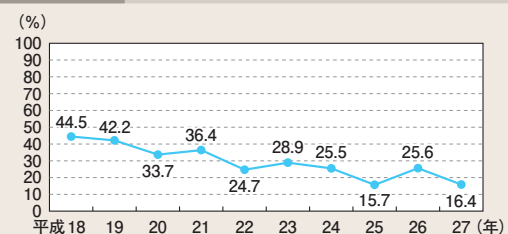
警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や拳銃の密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関・団体と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-15のとおりである。近年、全押収丁数に占める暴力団からの押収丁数^(注3)の割合は、減少傾向にある。その背景には、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化等があるものと考えられる。

図表4-15 拳銃押収丁数の推移
(平成18～27年)



図表4-16 暴力団からの押収丁数の割合の推移
(平成18～27年)



注1：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃刀法第2条第1項)をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

注2：銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう(過失及び自殺を除く。)

注3：暴力団が管理している拳銃と認められるものの押収丁数

第3節

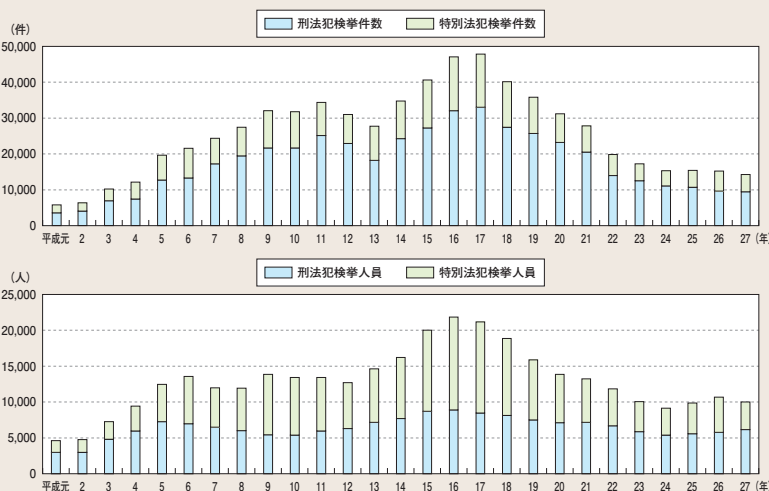
来日外国人犯罪対策

1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 全般的傾向

来日外国人^(注)犯罪の検挙状況の推移は、図表4-17のとおりである。平成の初期から増加傾向にあった来日外国人犯罪は、検挙件数については、ピークであった平成17年から27年にかけて、4万7,865件から1万4,267件へと大きく減少(70.2%)しており、検挙人員についても、ピークであった16年から27年にかけて2万1,842人から1万42人へと大きく減少(54.0%)している。

図表4-17 来日外国人犯罪検挙状況の推移(平成元~27年)



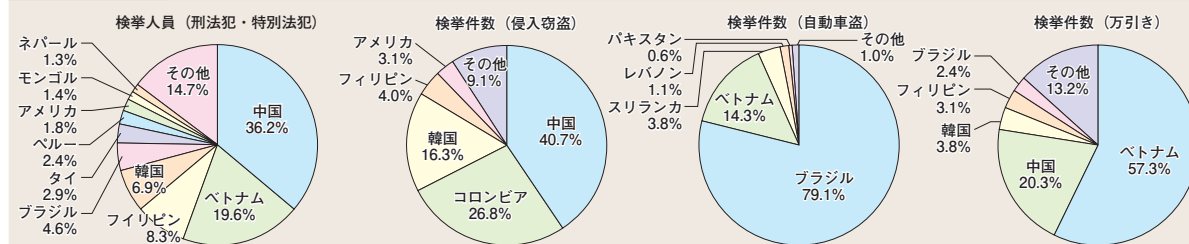
図表4-18 来日外国人犯罪検挙状況の推移(平成18~27年)

区分		年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総検挙	件数(件)		40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267
	人員(人)		18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042
刑法犯	件数(件)		27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417
	人員(人)		8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187
特別法犯	件数(件)		12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850
	人員(人)		10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855

(2) 国籍・地域別検挙状況

平成27年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-19のとおりである。検挙人員は、中国(台湾及び香港等を除く。以下この項において同じ。)が最も高い割合を占めており、最近ではベトナム人の割合も高くなってきている。また、刑法犯検挙件数(罪種別)をみると、侵入窃盗では中国とコロンビアが高い割合を占めているほか、自動車盗ではブラジルが、万引きではベトナムが最も高い割合を占めているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なっている。

図表4-19 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況(平成27年)



注：我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者)、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

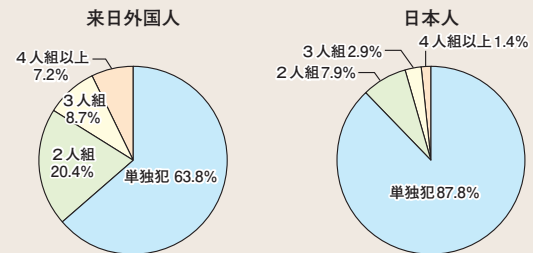
2 国際犯罪組織の動向

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

平成27年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は36.2%と、日本人（12.2%）の約3倍に上り（注1）、共犯事件の割合が極めて高い。罪種別にみると、住宅を対象とした侵入窃盗で61.7%と日本人（13.8%）の約4.5倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人によって組織的に犯罪が敢行される傾向がうかがわれる。

図表 4-20 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成27年）



(2) 日本で活動する国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織（注2）のうち、来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものがあるほか、暴力団と連携する例もみられる。

これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪を敢行するものもある。

犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず2、3か国に及んだり、被疑者や被害者との関係を有しない地域であったりするものがある。

特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを敢行するといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

(3) 国際犯罪組織に利用される犯罪インフラの実態

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、国際犯罪組織は犯罪インフラを利用して各種犯罪を効率的に敢行している。国際犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行（注3）による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長（注4）、旅券・在留カード等偽造（注5）等がある。

事例 Case

カメルーン人らで構成される窃盗グループにより敢行された窃盗事件の捜査を端緒として、スリランカ人の男（33）らが、日本人の男を所有者等の名義とする虚偽の自動車移転登録申請書等を自動車検査登録事務所に提出した上、正規に自動車を購入できないベトナム人の不法残留者らに当該自動車を販売していたことが判明した。平成27年11月までに、スリランカ人3人と日本人1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で、ベトナム人2人を出入国管理及び難民認定法違反で逮捕した（埼玉、茨城）。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

2：外国に本拠を置く犯罪組織、来日外国人犯罪グループその他犯罪を目的とした多人数の集合体で国際的に活動するもの

3：地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されており、近年は、送金依頼を受けた資金で中古重機や農機具等を購入し、正規の貿易を装って輸出して現地で換金するなど手口が巧妙化している。

4：偽装結婚、偽装認知、不法就労助長は、不法滞在者等に在留資格を不正取得させたり、就労の機会を提供することで不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや、暴力団が関与するものがある。また近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。

5：偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、違法に資金を得るために国際犯罪組織が偽造に関与し、不法滞在者等に販売されることもある。

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）^(注1)等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。法務省入国管理局との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発等の連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発等の連携を図っている。

(2) 国外関係機関との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPOは、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、平成27年末現在で190の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

事例 Case

中国人の男(40)らは、27年1月、宝石店において店員に話し掛け、同店員の注意をそらすなどして、販売価格約2,200万円の指輪1個を窃取した。ICPOを通じて国際手配を行ったところ、フランス国家警察から被疑者と思われる者に関する情報の提供があり、この情報を端緒として、同年8月、中国人窃盗団の構成員の男2名を窃盗罪で逮捕した（警視庁）。

また、フランスに本部を置く事務総局の機能を補完する組織として設置されたシンガポール総局（IGCI）^(注2)が、27年4月に開所した。

IGCIは、ますます巧妙かつ複雑になるサイバー犯罪に対抗するための研究や訓練を行うことを目的として設立された組織であり、初代総局長に警察庁から派遣された職員が就任している。

IGCIでは、サイバー犯罪対策、サイバーセキュリティ対策、加盟国の警察官やICPO職員の訓練等を行うこととされている。

② 外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPOルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^(注3)を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。



IGCI (©INTERPOL)

注1：25頁参照

2：INTERPOL Global Complex for Innovationの略

3：216頁参照

(3) 国外逃亡被疑者等の追跡

国外逃亡被疑者等^(注1)の数の推移は、図表4-21のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、法務省入国管理局に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約^(注2)等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

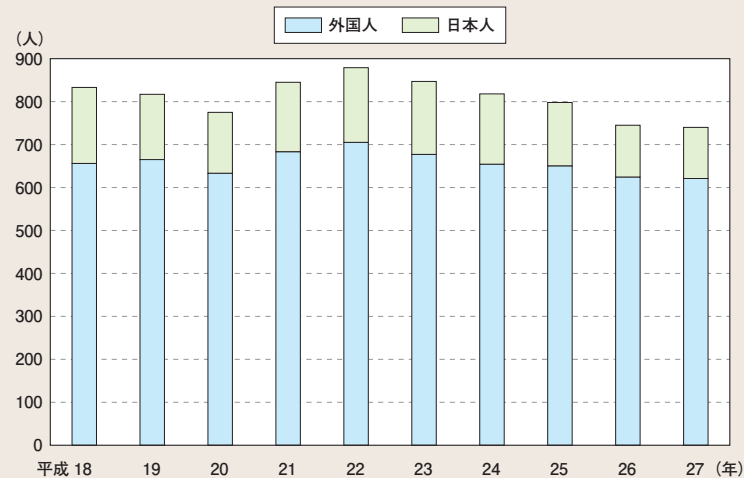
このような取組の結果、平成27年中は、出国直前の外国人被疑者21人のほか、国外逃亡被疑者等59人（うち外国人34人）を検挙した。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

事例 Case

日本人の男(33)は、26年4月から同年7月までの間、住吉会傘下組織幹部らと共謀の上、営業実態のない会社が発行する公共事業債の購入代金名目で現金をだまし取ろうと企て、高齢の女性に複数回にわたり電話をかけて現金合計8,500万円をだまし取った。同男はタイに国外逃亡したが、27年3月、同男が不法滞在で同国当局に拘束され、退去強制となる旨の情報を同国当局から得たため、同月、同男を詐欺罪で逮捕した（警視庁、静岡、和歌山）。

図表4-21 国外逃亡被疑者等の推移（平成18～27年）



区分	年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国外逃亡被疑者等数（人）		833	817	775	845	879	847	818	798	745	740
うち外国人		656	665	633	683	705	677	654	650	624	621

注：各年12月31日時点

注1：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者

2：216頁参照

第4節

犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU^(注1)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務が特定事業者^(注2)により適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者が義務に違反していると認めた場合、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

図表4-22 所管行政庁に対する意見陳述の実施件数の推移(平成23年～27年)

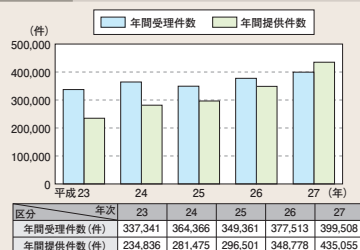
年次	23	24	25	26	27
意見陳述の実施件数(件)	10	10	10	11	10

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表4-23のとおりであり、平成27年中は39万9,508件と、前年と比べて2万1,995件(5.8%)増加した。

図表4-23 疑わしい取引の届出状況の推移(平成23年～27年)



注1：年間受理件数は、国家公安委員会・警察庁が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出件数をいう。
 注2：年間提供件数は、国家公安委員会・警察庁が捜査機関等に提供した疑わしい取引に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

(3) 改正犯罪収益移転防止法の施行

平成26年11月、第187回国会において、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の厳格な確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を内容とする犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律が成立した。改正法は、28年10月1日から施行される(特定事業者等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書の作成等については26年11月27日から施行された。)

図表4-24 疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数の推移(平成23年～27年)

年次	23	24	25	26	27
検挙件数(件)	570	886	962	1,001	1,096

注1：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会・警察庁が担当している。

2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

3：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

2 マネー・ローンダリング関連事犯の検挙状況

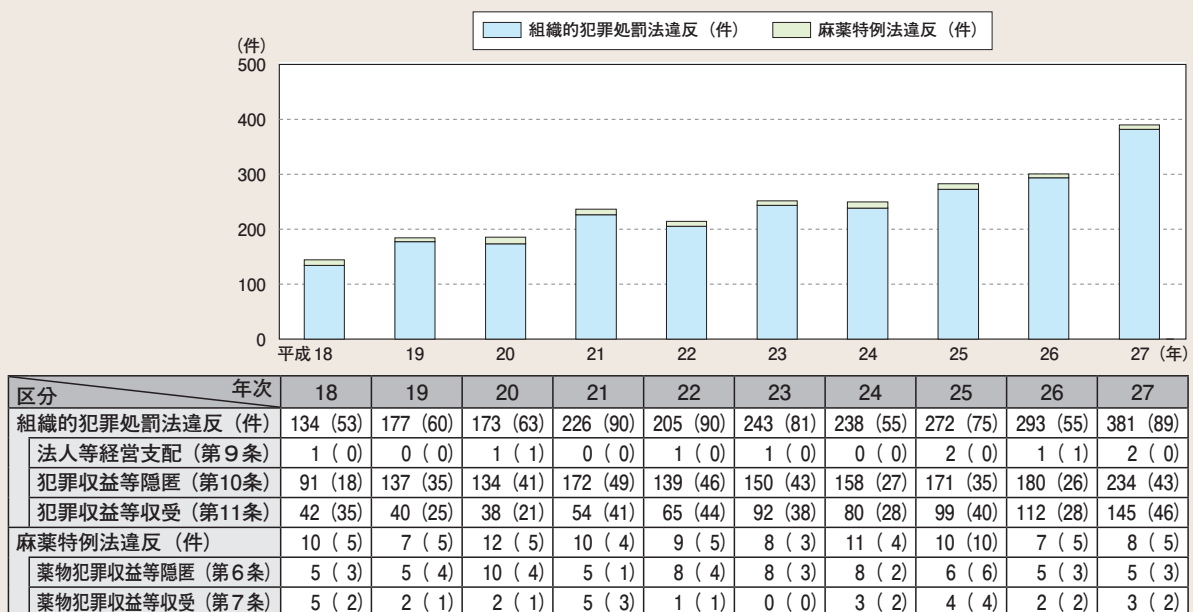
マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法において、マネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表4-25のとおりであり、平成27年中は389件（前年比89件（29.7%）増加）であった。このうち、暴力団構成員等によるものは94件で、全体の24.2%を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが24件、ヤミ金融事犯に係るものが14件、窃盗に係るものが11件、賭博に係るものが9件となっているが、その他にも売春防止法違反や風営適正化法違反に係るものなどがあり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリングを行っている実態がうかがわれる。

また、27年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は34件であった。

図表4-25 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成18～27年）



注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

事例 Case

無登録で貸金業を営んでいた工藤會傘下組織幹部の男（39）らは、多数の借受人に法定金利を超える高金利で金銭を貸し付け、25年12月から27年5月までにかけて、返済金約4,500万円を同男らの管理する複数の他人名義の口座に振り込ませて隠匿した。同年7月、同幹部ら8人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

また、返済金を振り込ませていた他人名義の口座に滞留する犯罪収益である預貯金債権約30万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出されるとともに、同男らが保有する自動車、預貯金債権等約4,500万円に対して、同法に基づく追徴保全命令が発出された（福岡）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収^(注1)・追徴^(注2)の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-26のとおりである。

図表4-26 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成22～26年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	22	54	81,136	101	1,445,143	155	1,526,280
	23	93	60,899	93	819,683	186	880,582
	24	88	115,756	56	924,627	144	1,040,384
	25	119	701,489	47	16,431,835	166	17,133,324
	26	72	117,462	62	408,319	134	525,782
麻薬特例法	22	46	27,660	328	1,260,916	374	1,288,576
	23	69	21,277	273	850,882	342	872,160
	24	63	20,852	241	361,862	304	382,714
	25	61	16,407	214	506,150	275	522,558
	26	52	9,266	231	325,307	283	334,574

注1：法務省資料による。

2：金額は、千円未満切り捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

平成27年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で風営適正化法違反、賭博、売春防止法違反、詐欺、ヤミ金融事犯、不法就労助長事犯等に関して220件（前年比27件（14.0%）増加）発出され、麻薬特例法で14件（前年比2件（12.5%）減少）発出されている。

図表4-27 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成23～27年）

区分 \ 年次	23	24	25	26	27
組織的犯罪処罰法（件）	101 (30)	148 (39)	160 (54)	193 (45)	220 (46)
麻薬特例法（件）	14 (4)	16 (8)	4 (4)	16 (9)	14 (10)

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

事例 Case

飲食店経営者の男（28）らは24年12月から27年2月までの間、無許可で風俗店を営んでいた。同月、同経営者らを風営適正化法違反（無許可営業）で逮捕するとともに、裁判官に対し、組織的犯罪処罰法の規定に基づき、同月から同年3月にかけて、起訴前の没収保全命令の請求を行った結果、同経営者の親族名義の普通預金口座に滞留する犯罪収益である預金債権等合計約2,400万円に対して、同命令が発出された（群馬）。

注1：物の所有権及び金融債権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

2：没収することができる物又は金融債権の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

4 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF、APG^(注)、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成28年5月末現在、我が国を含む35の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても20年に3回目の審査が実施された。以後、我が国は、全体会合において、同審査で指摘された各勧告の不備事項の改善状況を報告している。

(2) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等を強化・促進するために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。平成27年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合等に職員を派遣し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参画している。

(3) エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、平成27年末現在、我が国を含む151の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ職員を派遣し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論に参画している。

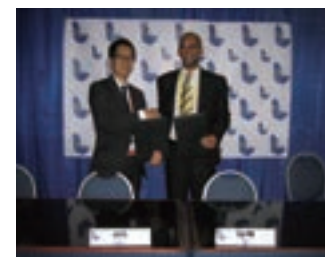
(4) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会・警察庁は、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、平成27年末現在、合計86の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

図表4-28 国家公安委員会・警察庁と外国のFIUとの情報交換件数の推移（平成23年～27年）

年次	23	24	25	26	27
情報交換件数（件）	226	174	262	255	337



フィジーFIUとの情報交換枠組みの設定

注：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

警察活動の最前線



フーくん
ケイちゃん

暴力団の資金源封圧に向けて

大阪府警察本部刑事部捜査第四課
やました とし お
山下 登志雄 警部補

「刑事さん、これで従業員に給料払えます。」

これは、私が以前、警察署の暴力犯係として、ある会社の社長が暴力団組長等から1千万円を脅し取られそうになっていた恐喝未遂事件を、同組長を逮捕し解決したときに、被害者である社長が安堵した表情で私の手を握り、述べてくれた感謝の言葉です。

私は、今、捜査第四課で、大阪府暴力団排除条例違反等に対する行政命令を担当しており、暴力団の資金源を封圧すべく、資金等を提供し、暴力団員を支援する事業者とこれを受ける暴力団員の取締りに日々取り組んでおります。

この仕事をする中で、暴力団に資金等を提供し、悪がはびこる一因となっている共生者のような事業者がいること、そして、その意識の低いことに驚かされます。そういった事業者のほとんどは「これくらいええやろ、昔からの付き合いや」などと抗弁するのです。

暴力団におびえる被害者がおり、暴力団の存在が悪の温床であることが社会の常識となっているにもかかわらず、暴力団に対して支援を続け、平然と抗弁する事業者に、「勘違いするな、あなた達が暴力団を養っているんやで」と、怒りを覚えます。

私は、微力ではありますが、過去の経験をいかし、暴排条例担当者として「暴力団は絶対悪である、その存在を許さない」という強い信念を持って、暴排意識を社会に更に浸透させ、暴力団を根絶するために、精一杯取り組んでいきたいと思います。



ビーボくん

女性刑事としての役割

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第五課銃器薬物対策第一係
みやうち な お
宮内 奈穂 警部補

「早く起きなさい！」我が家の朝は、まず、子供を起こすことから始まります。二児の母である私は、仕事・家事・育児の三足のわらじを履く組対五課の刑事です。育児をしながら多岐にわたる警察の職種の中でも、とりわけ激務である刑事を続ける理由、それは女性にしか出来ない役割があるからです。

これまで、結婚、流産を経ての出産、そして育児等、様々な経験を積んできましたが、これらの経験があったからこそ、多種多様な被疑者の取調べにも対応でき、真実の追及につながっていると、私は考えます。薬物摂取の罪を犯す人々には、ほんの出来心から薬物に手を出す人や女性特有の悩みを抱え、心の傷を負い、思い悩んだ末、最終的に薬物に手を染める人等その動機は千差万別ですが、それらの人々に対し、女性の視点に立った心のケアを含めた対応が必要だと思うのです。これこそが女性にしかできない役割であり、私の「やりがい」だと思っています。

母として子供たちと向き合いながら、日々「心身共に強く」「他人に優しく」と願っていますが、警察官である私たち両親の背中を見てか、いつの頃からか「僕も人を守る仕事がしたい」と話してくれるようになった5歳の息子の言葉を心の糧とし、これからも違法薬物のない明るい社会を目指して全力で取り組んでいきます。

